

## 株 主 各 位

広島県安芸郡府中町新地3番1号  
**マ ッ ダ 株 式 会 社**  
代表取締役社長 井 巻 久 一

### 第140回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第140回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、平成18年6月26日（月曜日）午後5時45分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

#### [ 郵送による議決権行使の場合 ]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに、議決権行使書用紙に記載された宛先へ到着するようご返送ください。

#### [ インターネットによる議決権行使の場合 ]

当社指定のインターネット議決権行使サイト (<http://www.webdk.net>) にアクセスしていただき、上記の行使期限までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる議決権の行使に際しましては、22頁の「インターネットによる議決権行使について」をご確認ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものといたします。

議決権を不統一行使される場合には、平成18年6月23日（金曜日）までに、書面をもって、議決権の不統一行使を行う旨とその理由をご通知くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

#### 記

1. 日 時 平成18年6月27日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 広島県安芸郡府中町新地3番1号 当社本店講堂  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第140期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）  
営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件  
2. 第140期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）  
連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人  
及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 第140期利益処分案承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件（ストックオプション付与の件）
- 第4号議案 自己株式買受の件
- 第5号議案 取締役6名選任の件
- 第6号議案 退任取締役に退職慰労金贈呈の件

- 1. 招集通知に添付すべき計算書類、連結計算書類及び監査報告書  
謄本は、別添の「第140期報告書」のとおりであります。
- 2. 議案の内容につきましては、後記の「議決権の行使についての  
参考書類」をご参照ください。

以上

- 
- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - 2. 参考書類及び添付資料に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.mazda.co.jp/investors/>）に掲載させていただきます。

# 議決権の行使についての参考書類

## 1. 総株主の議決権の数

1,396,727個

## 2. 議案及び参考事項

### 第1号議案 第140期利益処分案承認の件

本議案につきましては、別添の「第140期報告書」22頁記載のとおりであります。

当社は、安定的な配当の実現に努めており、1株につき3円を予定しておりましたところ当期の業績を勘案し、当期末の株主配当金につきましては、1株につき5円とさせていただきますと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1)「会社法」(平成17年法律第86号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

当社に設置する機関の定めを新設するものであります。

現状どおり株券を発行するため、その旨の定めを新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部をインターネットを利用する方法で開示することにより、書面による提供の省略を可能とする旨の規定を新設するものであります。

書面又は電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができる旨の規定を新設するものであります。

法令で定める範囲内で、取締役及び監査役の責任を取締役会決議により免除することができる旨の規定並びに社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。当該規定を設ける議案の提出につきましては、各監査役の同意を得ております。

- (2)上記の変更等に伴い、構成の整理、文言の修正、追加、削除等を行うとともに、条数及び条項等の調整を行うなど

規定の整備を図るものであります。

- (3)附則については、既に不要となっておりますので、これを削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則  (新 設)	第 1 章 総則 <u>(機関の設置)</u>
	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1)取締役会</u> <u>(2)監査役</u> <u>(3)監査役会</u> <u>(4)会計監査人</u>
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、広島市において発行する中国新聞及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。	第 5 条 当社の公告は、広島市において発行する中国新聞及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載する <u>方法により行う。</u>
第 2 章 株式 <u>(株式の総数)</u>	第 2 章 株式 <u>(発行可能株式総数)</u>
第 5 条 当社の発行する株式の総数は、3,000,000,000株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は、3,000,000,000株とする。
(自己株式の買受け)	(自己の株式の取得)
第 6 条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	第 7 条 当社は、 <u>会社法第165条第2項</u> の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を買受けることができる。
(新 設)	(株券の発行)
	第 8 条 当社は、株式に係る株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>( 1単元の株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>1,000株をもって株式の1単元とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>1単元に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p>	<p>( 単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>2. 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>
<p>( 単元未満株式の買増し)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売渡すべき旨を請求</u>することができる。</p>	<p>( 単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の<u>単元未満株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。)</u>は、株式取扱規程に定めるところにより、その<u>有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと</u>を請求することができる。</p>
<p>( 株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権に関する登録又はその抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続及びその手数料</u>については、<u>取締役会で定める株式取扱規程</u>による。</p>	<p>( 株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の<u>株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の<u>氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続並びに手数料</u>は、<u>取締役会の定める株式取扱規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2. 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせる。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に取り扱わせる。</p>
<p>(届出)</p> <p>第11条 株主及び質権者又はその法定代理人及び法人の代表者は、その氏名又は商号、住所及び印鑑を当会社所定の名義書換代理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(外国在住者の届出)</p> <p>第12条 外国に在住する株主及び質権者は、日本国内に通知を受けるべき場所又は代理人を定め、当会社所定の名義書換代理人に届出なければならない。これを変更したときも同様である。</p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、毎営業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主をもって、その年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする。</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期)</p> <p><u>第14条</u> (省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期)</p> <p><u>第13条</u> (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第19条 (省 略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p> <p>2.(省 略)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2.(現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期)  <b>第21条</b> 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。</u></p> <p>2.(省 略)</p>	<p>(任期)  <b>第22条</b> 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2.(現行どおり)</p>
<p>(代表取締役)  <b>第22条</b> <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。</u></p>	<p>(代表取締役)  <b>第23条</b> <u>取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p>
<p>(役付取締役)  <b>第23条</b> 取締役会は、その決議によって会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を<u>定めることができる。</u></p>	<p>(役付取締役)  <b>第24条</b> 取締役会は、その決議によって会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を<u>選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者)  <b>第24条</b> 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>会長がこれを招集する。</u></p> <p>2. 会長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>(取締役会の招集権者)  <b>第25条</b> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長が招集する。</u></p> <p>2. 会長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)  <b>第25条</b> 取締役会招集の通知は、会日の5日前に各取締役及び各監査役に<u>これを発する。但し、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)  <b>第26条</b> 取締役会招集の通知は、会日の5日前までに各取締役及び各監査役に対して<u>発する。但し、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議事項) 第26条 (省 略)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって決定する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(取締役会の決議事項) 第27条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法) 第28条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第29条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。議事録には、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 執行役員 (選任及び役付執行役員) 第29条 (省 略)</p> <p>(役付執行役員の職務) 第30条 (省 略)</p> <p>第 6 章 監査役及び監査役会 (員数) 第31条 (省 略)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>第 5 章 執行役員 (選任及び役付執行役員) 第32条 (現行どおり)</p> <p>(役付執行役員の職務) 第33条 (現行どおり)</p> <p>第 6 章 監査役及び監査役会 (員数) 第34条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任方法)</p> <p>第32条 監査役は、株主総会において選任し、この株主総会には総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第35条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時をもって満了するものとする。</p> <p>2.(省 略)</p>	<p>(任期)</p> <p>第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって満了するものとする。</p> <p>2.(現行どおり)</p>
<p>(常勤の監査役及び役付監査役)</p> <p>第34条 監査役は、互選をもつて常勤の監査役を定める。</p> <p>2. 監査役は、互選をもつて常任監査役を定めることができる。</p>	<p>(常勤の監査役及び役付監査役)</p> <p>第37条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>2. 監査役会は、監査役の中から常任監査役を選定することができる。</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 (省 略)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議事項)</p> <p>第36条 (省 略)</p>	<p>(監査役会の決議事項)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 (省 略)</p>	<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第38条</u> <u>監査役会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第41条</u> <u>監査役会の議事については、法務省令で定めるところにより、開催の日時及び場所並びに議事の経過の要領及びその結果その他の事項を内容とする議事録を書面又は電磁的記録をもって作成する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第42条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 計 算</b></p> <p><b>(営業年度)</b>  <b>第39条</b> 当社の<u>営業年度は、1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><b>(利益配当金)</b>  <b>第40条</b> <u>利益配当金は、株主総会の承認を得て毎営業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に対し支払う。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>(新 設)</b></p> <p><b>(中間配当)</b>  <b>第41条</b> <u>当社は、取締役会の決議により毎年9月30日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定に基づく分配金を支払うことができる。</u></p> <p><b>(配当金の除斥期間)</b>  <b>第42条</b> <u>利益配当金又は前条の規定に基づく分配金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 7 章 計 算</b></p> <p><b>(事業年度)</b>  <b>第43条</b> 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><b>(剰余金の配当)</b>  <b>第44条</b> <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿記載又は記録の株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><b>(削 除)</b></p> <p><b>(配当金の除斥期間)</b>  <b>第45条</b> <u>期末配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過したときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><b>附 則</b>  <u>第33条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>

**第3号議案 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件（ストックオプション付与の件）**

会社法第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行することについてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役に対する新株予約権の付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。当社は、平成2年6月28日開催の第124回定時株主総会におきまして取締役報酬額につきましては月額6千万円以内にご承認頂いておりますが、これとは別枠にて取締役9名の者に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せてご承認をお願いするものであります。

**1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由**

特定の当社取締役、執行役員、従業員及び連結対象会社取締役对新株予約権を付与することで、業績に対する意欲や士気を高め、継続的な経営改革を展開することにより、当社企業価値の向上を図るもの。なお、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

**2. 新株予約権の払込金額**

金銭の払込を要しないものとする。

**3. 新株予約権の割当日**

当社取締役会に委任するものとする。

**4. 新株予約権発行の内容**

(1)新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式2,200,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整する。但し、この調整は、

新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

(2)発行する新株予約権の総数

2,200個を上限とする。この内、取締役が付与する新株予約権は100個を上限とする。(新株予約権1個につき普通株式1,000株。但し、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、上記(1)と同様の調整を行う。)

(3)新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

新株予約権1個当たりの払込価額は、次により決定される1株当たりの払込価額に上記(2)に定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込価額は、次のうち、最も高い金額とする。

新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の発行日における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値。

平成18年6月28日から新株予約権の発行日まで自己株式を取得した場合、当該自己株式の取得価額の総額から取得した株式の総数を除した金額。但し、1円未満の端数は切り上げる。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行(新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く。)するときは、次の算式により払込価額を調整するものとし、1円未満の端数は切り上げる。



$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行うことができるものとする。

(4)新株予約権の権利行使期間

平成20年7月1日から平成23年6月30日

(5)新株予約権の行使の条件

新株予約権を付与された者（以下「新株予約権者」という。）は、その地位を喪失した場合（取締役・執行役員の退任、従業員の定年退職・会社都合退職など。）においても、権利を行使することができる。但し、従業員が自己都合により退職した場合は、この限りでない。

新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による本件新株予約権の相続を認める。但し、 に規定する契約に定める条件による。

新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づいて、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

資本金の増加額は、新株予約権の行使に際して出資された財産の価額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額とする。残額は資本準備金に組み入れるものとする。

(7)新株予約権の取得・消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権については無償で取得し消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、上記(5) 及び に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得し消却することができる。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(9)当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

当社は、当社株主総会及び取締役会決議において定めるところに従い、当社を消滅会社若しくは資本下位会社とする組織再編（合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転）を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書又は計画書等の規定される比率に従い、新株予約権者に対して、組織再編により存続会社若しくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができるものとする。

(10)新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される本件新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

#### 第4号議案 自己株式買受の件

ストックオプションに対応するための代用自己株として利用することを主な目的として、会社法第156条及び第165条の規定に基づき、平成18年6月28日から平成19年6月27日までに、当社普通株式2,200,000株、取得価額の総額16億円を限度として取得することといたしたいと存じます。

## 第5号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 渡辺一秀、ジョン・ジー・パーカー、山内 孝、長谷川謙一、尾崎 清の5氏が任期満了となり、また、本株主総会終結の時をもって、取締役 ギデオンのウォルサーズ氏が辞任されますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の法人等の代表状況並びに当社における地位及び担当	1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係
1	ジョン・ジー・パーカー (John G. Parker) 1947年8月31日生	1998年12月 フォードモーターカンパニー フォードオートモーティブ オペレーションズ ビジネスストラテジー ディベロップメント プログラム(ミレニアム) ディレクター 1999年9月 福特六和汽車股份有限公司 プレジデント 2002年1月 フォードモーターカンパニー アセアンオペレーションズ プレジデント 2003年8月 当社副社長執行役員 2004年6月 当社代表取締役副社長執行役員 2006年4月 当社代表取締役上席 副社長執行役員 現在に至る 社長補佐、中国事業・ 研究開発・購買・マー ケティング・販売・IT ソリューション統括、 品質・環境担当	1.4,000株 2.なし
2	やまの うち たかし 山内 孝 昭和20年1月10日生	昭和42年4月 当社入社 平成8年1月 当社企画本部長 平成8年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成11年12月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る 管理統括、秘書・人事・ 監査担当	1.49,000株 2.なし

候補者番号	氏名 生年月日	略歴及び他の法人等の代表状況並びに当社における地位及び担当	1.所有する当社の株式の数 2.当社との特別の利害関係
3	はせがわ りょういち <b>長谷川 録一</b> 昭和21年2月20日生	平成12年5月 株式会社住友銀行本店 支配人 平成12年6月 当社常務取締役 平成13年6月 当社専務取締役 平成14年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る 広報渉外・ITソリューション担当、CFO（最高財務責任者）補佐	1 31,000株 2 なし
4	おざき きよし <b>尾崎 清</b> 昭和23年1月12日生	昭和46年4月 当社入社 平成12年1月 当社企画本部長 平成13年6月 当社取締役 平成14年6月 当社執行役員 平成15年6月 当社常務執行役員 平成16年6月 当社取締役専務執行役員 現在に至る 中国事業担当 [他の法人等の代表状況] マツダ（上海）企業管理諮詢有限公司 董事長	1 22,000株 2 なし
5	* <b>デービッド・イー・フリードマン</b> (David E. Friedman) 1962年3月13日生	1998年12月 フォードインド バイスプレジデント 2001年9月 同社プレジデント 2005年8月 当社常務執行役員 2006年4月 当社専務執行役員兼 CFO(最高財務責任者) 現在に至る 企画統括	1 0株 2 なし
6	* かな い せい た <b>金井 誠太</b> 昭和25年1月17日生	昭和49年10月 当社入社 平成12年10月 当社第2プラットフォーム・ プログラム開発推進室 統括主査 平成14年8月 当社車両コンポーネント 開発本部長 平成15年6月 当社執行役員 平成16年6月 当社常務執行役員 平成18年4月 当社専務執行役員 現在に至る 研究開発担当	1 16,155株 2 なし

( \*は新任候補者であります。)

## 第6号議案 退任取締役にて退職慰労金贈呈の件

本株主総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役会長 渡辺一秀及び本株主総会終結の時をもって辞任されます取締役 ギデオン・ウォルサーズの2氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の各氏の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
わた なべ かず ひで 渡 辺 一 秀	平成4年6月 当社取締役 平成9年6月 当社常務取締役 平成10年6月 当社専務取締役 平成11年12月 当社代表取締役副会長 平成12年6月 当社代表取締役会長 現在に至る
ギデオン・ウォルサーズ	2003年6月 当社代表取締役専務執行役員 兼CFO（最高財務責任者） 2006年4月 当社代表取締役 現在に至る

以 上

# インターネットによる議決権行使について

## 【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続き】

インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご承のうえ、行使くださいますよう、お願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットにより議決権を行使される場合は、株主総会の前日の平成18年6月26日（月曜日）午後5時45分までに、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによって、複数回、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続等の接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

## 【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

1. インターネットにアクセスできること。
2. パソコンを用いて議決権を行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5以上またはNetscape 6.2以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
3. 携帯電話を用いて議決権を行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

## 【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎0120-186-417（24時間受付）

住所変更等用紙の請求 ☎0120-175-417（24時間受付）

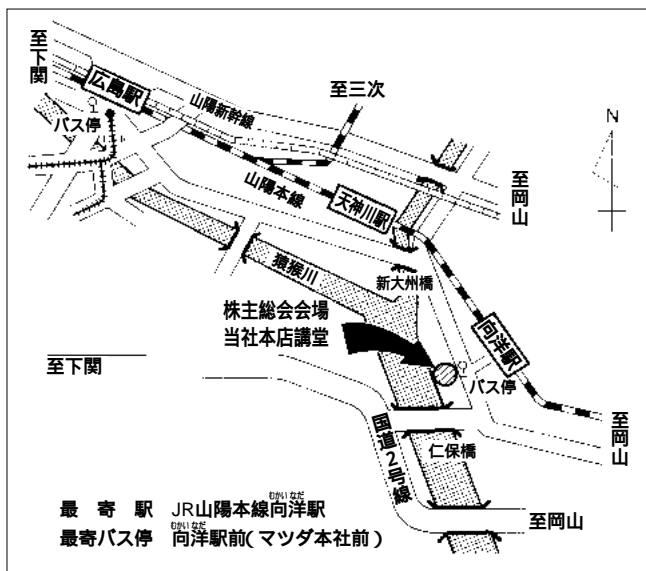
その他の照会 ☎0120-176-417（平日9:00～17:00）

MEMO

## 株主総会会場ご案内図

会場 広島県安芸郡府中町新地3番1号  
当社本店講堂

電話 (082)282 - 1111(代表)



### 見学会開催のご案内

株主総会終了後、引き続き、ご出席の株主様を対象にマツダミュージアムの見学会を開催いたします。

ご希望されます株主様は、当日、受付にお申し出ください。  
なお、見学会はおよそ1.5時間を予定しております。